

公益財団法人富山県体育協会富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会  
準登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人富山県体育協会富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第5条第2項に基づき、富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する準登録認定に関することについて定める。

第2条（認定）

公益財団法人富山県体育協会富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則第2条に規定する登録基準を具備していないクラブを準登録クラブとして認定する。ただし、準登録クラブは、原則5年以内に登録基準を満たせるよう努めるものとする。

2 準登録認定は、登録規程第4条の2に定める登録審査の申請をもって行う。

第3条（会費）

準登録クラブは、登録規程第9条に定める県協議会会費を納めるものとする。

第4条（総会への参加）

準登録クラブは、総合型地域スポーツクラブ全国協議会への登録の準備を目的として、県協議会総会に出席することができる。ただし、議決権を有さない。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。